

海底火山噴火により噴出した軽石の漂流・漂着に関する意見書

今年8月、小笠原諸島の海底火山が噴火した影響で発生し漂流した大量の軽石が、10月上旬以降、沖縄県内各地の海岸、漁港、港湾等へ漂着し、漁業や観光業等へ大きな被害をもたらしている。

本県においては、この軽石の漂流・漂着により、巻き込みによる船のエンジン故障が懸念されることから出漁できない状況や、養殖の魚やモズク等へも被害が生じており、また、ダイビング予約のキャンセルや、マリンレジャーの休止、景観の悪化等により、観光業へも影響を及ぼす事態となっている。

本市においても、11月11日頃より宜野湾漁港への大量の軽石漂着が確認されたことから、漁業者やボランティアなどによる手作業、重機による除去作業が行われたが、今なお軽石の漂着が続いていること及び侵入防止のオイルフェンスを出入口に設置したことで、通常の出漁ができない状態が続いており、休業補償等の支援が必要である。

新型コロナウイルスの影響から経済活動の回復が期待される矢先の軽石による被害は、漁業、観光業関係者にとって大きな痛手となっており、損害を最小限に食い止めるべく早急な対策が求められる。

よって、本市議会は、本市及び沖縄県の漁業と観光、市民・県民の生活と自然環境を守る立場から、下記事項について早急な対応を講じるよう強く求める。

記

- 一 被害や影響を受けた漁業・観光業等の個人や事業者に対し、早期救済を行い、休業等への補償制度を創設すること。
- 一 軽石による漁船等の故障、修理及び被害防止策等への財政支援を行うこと。
- 一 軽石による水産資源、海の生態系、景観等、自然環境の保全・再生対策への財政支援を行うこと。
- 一 軽石の回収・処理及び漂着等防止対策等に関する人員派遣、資機材提供の支援及び財政支援を行うこと。
- 一 回収した軽石の安全性確認及び処分・利活用に対し技術支援、経済支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月16日

沖縄県宜野湾市議会

宛先：内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣、国土交通大臣、経済産業大臣、
環境大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事